○中部地方整備局告示第九号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十五日

中部地方整備局長 富田 英治

第1 起業者の名称 愛知県

第2 事業の種類 県道熊味岡崎線改築工事(愛知県岡崎市井内町字川田地内から同市柱町字下川田地内まで)

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛知県岡崎市井内町字川田及び柱町字下川田地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛知県岡崎市井内町字川田地内から同市柱4丁目地内までの延長394mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「県道熊味岡崎線改築工事」(以下「本件事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号の都道府県道に 関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業 に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道熊味岡崎線(以下「本路線」という。)は、道路法第7条の規定により愛知県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により愛知県が道路管理者になることなどから、愛知県は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛知県西尾市を起点として同県岡崎市に至る延長約 11 kmの幹線道路であり、同県西三河地域を代表する中核市である岡崎市と同市の南西に隣接する同県西尾市とを相互に連絡することにより、地域間の交流を拡大し、地域経済及び地域産業の活性化を促すとともに、通勤通学の自転車及び自動車の利用者を中心に地域住民の日常生活の道として重要な役割を果たしている。

しかしながら、愛知県岡崎市井内町字川田地内から同市柱町字林地内までの延長 826 mの区間(以下「現道」という。)は、制限速度が 40 km/h に設定されているものの、道路構造令において設計速度が 40 km/h である場合の最小曲線半径として規定されている 60 mに満たない屈曲部が存する線形不良な道路であるため、安全かつ円滑な通過交通に支障をきたしているとともに、見通しが悪く歩道が整備されていないため、歩行者等は交通事故の危険にさらされており、生活道路としての機能を十分に果たしていない。また、車道幅員が 5.1 mしかない箇所があり、大型車のすれ違い通行を阻害している。

本件事業の完成により、現道の幅員狭小及び線形不良が解消されることで、安全かつ円滑な通過交通が確保されるとともに、現道の通過交通が本件区間を経て主要地方道岡崎碧南線を通る経路に大幅に転換されることで現道の生活道路としての機能が確保される。また、歩道が整備されるため歩行者等の安全な通行が確保され、幹線道路としての役割を果たすことができる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が行った調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物、文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認めら

れる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の通過交通を本件区間に転換させることで、安全かつ 円滑な交通を確保することを主な目的とし、本件区間のうち愛知県岡崎市 井内町字川田地内(全体計画起点)から同市柱町字下川田地内までの延長6 6mの区間については、道路構造令(昭和45年政令第320号)第4種第2級 の規格に基づき、また、同市柱町字下川田地内から同市柱4丁目地内(全 体計画終点)までの延長328mの区間については同令第4種第1級の規格に 基づき、2車線の道路を新設する事業であり、本件事業の事業計画は、道 路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和39年12月7日に都市計画決定された2・2・5都市計画道路和田線及び平成12年8月18日に都市計画の変更決定された3・4・26都市計画道路和田線と交差点形状の部分を除き整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は幅員狭小及び線形不良であるため、安全かつ円滑な通過交通が確保されておらず、更に歩道が未整備であるため、歩行者等の安全が確保されていない状況である。

また、愛知県岡崎市内の4つの学区会長で構成される六ッ美地区総代連 絡協議会から、本件事業の工事完了を急いでほしい旨の強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であ

ると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にと どめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であ ると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛知県岡崎市役所